

大阪府営公園（箕面公園ほか5公園）
への新たな管理運営制度の
導入の可能性等について
【意見具申】

令和6年8月21日

大阪府都市公園指定管理者選定委員会
大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会

I. 議論の経過

- 大阪府（以下「府」という。）では、平成18年度から18府営公園の管理運営において指定管理者制度を導入し、令和5年度からは、新たな管理運営制度^{※1}として、服部緑地・浜寺公園・二色の浜公園においてPMO型指定管理者制度^{※2}、住吉公園において公募設置管理制度（P-PFI）による事業を実施し、民間活力を最大限に活かした効率的・効果的な管理運営や公園の魅力向上に取り組んでいる。
- このたび、従来のソフト充実型指定管理者制度^{※3}で管理運営している6公園（深北緑地、錦織公園、箕面公園、長野公園、枚岡公園、住之江公園）について、次期指定管理者の公募に向けて、新たな管理運営制度導入の可能性や、既存の指定管理者制度における公募条件の一部見直しについて、検討することを目的に、令和5年12月に「大阪府営公園（箕面公園ほか5公園）における新たな管理運営制度の拡充に向けたサウンディング型市場調査（以下「MS調査」という。）」が行われ、広く提案を求めた。
- その結果、公募設置管理制度（P-PFI）や長期間の指定管理者制度などを組み合わせた提案や既存の指定管理者制度の条件の見直しについての意見があった。
- その提案や意見をもとに、「新たな管理運営制度導入の可能性及びその内容を踏まえた次期管理運営制度」について、府から「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」及び「大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会」に対して意見を求められたため、両委員会において議論を行った。併せて「既存の指定管理者制度における公募条件の一部見直し」についても議論を行った。
- 各提案にはMS調査応募者のノウハウ等が記載されており、公開すると競争上の地位を害すると認められるため、大阪府情報公開条例第8条第1項第1号により非公開とした。また、詳細な議論の経過についても、公開されると今後、同種の事務を行ううえで、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同条例第8条第1項第4号に基づき非公開とした。

II. 議論の観点

- MS調査の対象とした6公園について、事業者からの提案や府によるヒアリング結果等を踏まえ、新たな管理運営制度導入の可能性について議論するため、以下6つの判断基準とした。
 - ・ 公園の目標像や取組方針等との適合
 - ・ 公園の魅力向上への寄与
 - ・ 周辺環境への影響
 - ・ 社会的な許容度（公園施設としてのふさわしさ）
 - ・ 法令等の順守
 - ・ 収支計画の実現性
- 上記の判断基準に基づき、各公園での新たな管理運営制度導入の可能性及びその内容を踏まえた次期管理運営制度について議論を行った。

※1 新たな管理運営制度・・・PMO型指定管理者制度や公募設置管理制度（P-PFI）といった大規模投資事業を伴う長期管理運営制度

※2 PMO型指定管理者制度・・・民間投資による施設整備からイベント企画・立案に至るまで公園全体の管理を行う指定期間20年間の制度

※3 ソフト充実型指定管理者制度・・・大規模投資事業を伴わない指定期間を5年とする指定管理者制度

- また、府から意見を求められた既存の指定管理者制度における公募条件の一部見直しについて、事業者から提案や意見があった次の3点及びその他意見に関する議論を行った。
 - ・ 占用許可（催しのため設けられる仮設工作物）の権限付与
 - ・ 自動販売機の設置に関する権限付与
 - ・ 収益還元率や納付方法の見直し

Ⅲ. 議論の結果

1. 深北緑地

(1) 提案内容について

- 事業期間10年、事業手法を設置管理許可と指定管理者制度を組み合わせた提案が1件あった。
- 事業内容は、深北緑地のマネジメントプランに適合した提案であったが、既存で行っている事業と類似していた。また、投資規模及び投資回収期間は、5年間のソフト充実型指定管理者制度で実施できる提案であった。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、深北緑地では、6つの判断基準のうち、「公園の魅力向上への寄与」について、公園の大幅な魅力向上が期待できず、また「収支計画の実現性」について、長期の事業期間が必要な投資が期待できない。
- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

2. 錦織公園

(1) 提案内容について

- 事業期間15年、事業手法を公募設置管理制度（P-PFI）と指定管理者制度を組み合わせた提案が1件あった。
- 事業内容は、新たな公園施設の整備による魅力向上が期待できる提案であったが、マネジメントプランで自然を保全する区域において賑わいを主とした提案であり、公園の未開設区域の利用を前提とした収支計画となっていた。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、錦織公園では、6つの判断基準のうち、「公園の目標像や取組方針等との適合」について、公園の目標像や取組方針等と異なる提案となる可能性があり、また、「収支計画の実現性」について、適切な収支計画が期待できない。

- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

3. 箕面公園

(1) 提案内容について

- 事業期間7年とする指定管理者制度の提案が1件あった。
- 事業内容は、公園の新たなニーズに対応できるが、自然環境や既存利用者に大きな影響があると考えられ、その対策も確認できなかった。また、明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会が定めたルールに合わない提案であり、公園区域外の利用を前提とした収支計画であった。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、箕面公園では、6つの判断基準のうち、「周辺環境への影響」及び「社会的な許容度（公園施設としてのふさわしさ）」について、自然環境や既存利用者に影響がある取組が実施される可能性や、「法令等の順守」について、国定公園の利用ルールに合わない取組が実施される可能性がある。また、「収支計画の実現性」について、適切な収支計画が期待できない。
- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

4. 長野公園

(1) 提案内容について

- 事業期間10年とする指定管理者制度の提案が1件あった。
- 事業内容は、公園の新たなニーズに対応できるが、現在の利用者数よりも減少する提案であった。また自主事業において、府費負担を求める提案であった。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、長野公園では、6つの判断基準のうち、「公園の目標像や取組方針等との適合」について、長野公園のマネジメントプランに示す来園者数目標の達成が想定できず、「収支計画の実現性」について、適切な収支計画が期待できない。
- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

5. 枚岡公園

(1) 提案内容について

- 同公園には、提案がなかった。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、枚岡公園では、提案がなかったため、事業の実施が期待できない。
- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

6. 住之江公園

(1) 提案内容について

- 同公園には、提案がなかった。

(2) 新たな管理運営制度の導入の可能性について

- (1)の内容を踏まえ、住之江公園では、提案がなかったため、事業の実施が期待できない。
- 上記より、現時点では、新たな管理運営制度の導入の可能性はないと思われる。

(3) 次期管理運営制度について

- 従来通り、「ソフト充実型指定管理者制度」が適していると思われる。

7. 既存の指定管理者制度における公募条件の一部見直し

(1) 提案や意見について

- 占用許可（催しのため設けられる仮設工作物）の権限付与、自動販売機の設置に関する権限付与、収益還元の率や納付方法の見直しの3点について、5件の意見や提案があり、各公園の立地条件や実情等により意見が異なった。また、物価高騰や労務費上昇分に対する指定管理料見直し等についての意見があった。

(2) 公募条件の一部見直しについて

- 府が示した3点の公募条件の一部見直しについては、公園ごとで最適解が異なることも考えられるため、今後、予定している他のソフト充実型指定管理者制度で管理運営している府営公園のMS調査においても、引き続き提案や意見を

求めるとともに、他事例を収集・分析するなど、事業者の参入意欲を高める方法を引き続き検討されたい。

8. 付帯意見

府は各公園に導入する制度を検討する際、次の点に留意されたい。

- 今回の6公園では、公園の規模や立地条件などから推察すると、長期の事業期間が必要な投資を期待することは困難で、ソフト充実型指定管理者制度が適していると思われる結果となった。
- 府営公園の管理運営は、PMO型指定管理者制度や公募設置管理制度（P－PFI）が導入できなくても、各公園の特性に応じた民間活力の導入による制度の充実に努め、魅力向上の取組みを進めてもらいたい。
- PMO型指定管理者制度の収益還元について、還元率50%は、他事例と比較しても高いと思われる。今後民間の参入意欲を高めるため、収益還元率の見直しや、収支の計上にかかる考え方についても今後検討されたい。
- 現行の指定管理者制度において、利用者サービスの向上に繋がるものについては、事業計画を変更するなど、柔軟な運用を検討されたい。また、今後、継続した魅力向上の取組みを求めていくために、投資額に応じた指定期間の柔軟な運用についても検討されたい。
- 指定管理料について、物価高騰や労務費上昇分への対応は一定の管理水準を確保する観点からも必要であるため、検討されたい。

IV. 開催状況

■令和6年度 大阪府都市公園指定管理者選定委員会 大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会

年月日	開催内容
令和6年6月21日	①各公園の事業手法について <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法の検討フローについて ・提案に対する新制度導入の判断基準について ・各公園の提案内容及び評価について ②現指定管理者制度の事業条件に関する提案・意見の紹介
令和6年7月25日	①各公園の事業手法について <ul style="list-style-type: none"> ・新制度導入の実現性・妥当性の判断基準について ・各公園の次期指定管理の事業手法について ・意見具申（案）について ②現指定管理者制度の事業条件に関する提案・意見について <ul style="list-style-type: none"> ・現状及び今後の方向性について
令和6年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・各公園の次期指定管理の事業手法について ・現指定管理者制度の事業条件に関する提案・意見について ・意見具申（案）について

※委員名簿は指定管理者の選定が終了するまでは非公開とする。

(委員は弁護士、公認会計士、経済分野の学識経験者の専門家各1名と造園の分野に関連する専門家3名の計6名。)

V. 参考

○大阪府附属機関条例(抜粋)

(略)

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(略)

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会 (大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会)	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項の許可を受けて同法第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)を設け、又は管理する公園管理者以外の者(同法第五条第一項に規定する公園管理者以外の者をいう。)を公募の方法により選定する場合(公募に応じた者に対し企画、技術等の提案を求めて選定する場合に限る。)の当該公園管理者以外の者の選定の基準の策定及び当該公園管理者以外の者の選定並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第一項の規定により特定事業を実施する者として選定された民間事業者が行う公園施設の整備等の事業を推進するため必要な事項についての調査審議並びに当該事業に係る地方自治法施行令第百六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第五項の規定による落札者の決定に当たっての審査に関する事務

(略)

別表第二(第二条関係)

執行機関	公の施設	名称
知事	都市公園(府が設置するものに限る。)	大阪府都市公園

(略)